



5月12日は民生委員・児童委員の日 / 地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として、さまざまな相談に応じるほか、課題解決に向け必要な支援へのつなぎ役となります。

そんな地域にとってなくてはならない存在の、民生委員・児童委員の活動を紹介します。

〒245-5218 FAX245-5620

民生委員・児童委員って何？

民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する一員として、住民自身や地域の中の困り事を受け止め、その支援や解決に取り組んでいます。相談先が分からない困り事に直面したとしても、住民に寄り添い、解決に向けて奔走しています。少子高齢化の進行などにより、地域のつながりが薄れる中で、地域を見守り、困っている人に福祉サービスなどの情報を伝え、市などの関係機関へつなぐ民生委員・児童委員は今、なくてはならない存在です。

市では、1,443人の民生委員・児童委員が活躍しています。民生委員・児童委員は、民生委員児童委員協議会に所属し、福祉に関する諸制度について研修を行っています。今年3年に1度の一斉改選があり、市内の民生委員・児童委員が改選されます。



どんな活動をしているの？

地域の把握

地域における見守りや訪問活動を通じて、1人暮らしの高齢者などの安否や福祉サービスを必要とする方を、日常的に把握します。



情報提供

子育て支援など、社会福祉の制度やサービスの内容を皆さんにお知らせします。



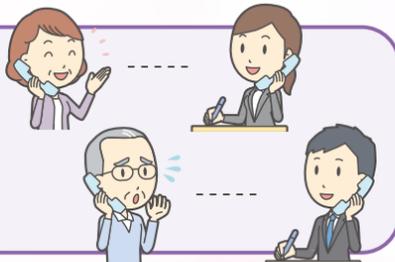
相談・支援

介護に悩んでいる方の相談を受けるなど、皆さんの抱える生活の問題について親身になって相談に乗り、適切なサービスを受けられるように支援します。



連絡・調整

皆さんが個々の状況に応じた福祉サービスを受けることができるよう、関係行政機関や施設、団体などに連絡します。



行政機関への協力

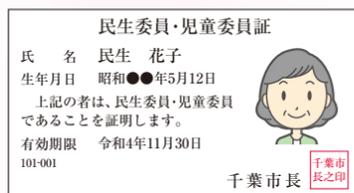
市が行う調査や行事、制度の周知などに協力します。毎年行っている高齢者実態調査【下記】では、民生委員が中心的な役割を果たします。



活動中はバッジと委員証を携帯しています

民生委員・児童委員は活動の際、全国統一のバッジと民生委員・児童委員証を携帯しています。

*活動で知り得た情報には守秘義務が課されています。調査で伺った内容や相談などの個人の秘密は守られます。



どのような人になるの？

地域の福祉のために熱心に活動していただける方として、地域から推薦された方がなります。推薦後、市の社会福祉審議会での審議を経て、厚生労働大臣が委嘱します。

高齢者実態調査

高齢者の福祉施策を実施するための基礎資料とするため、高齢者実態調査を行います。お住まいの地区を担当する民生委員または民生委員をサポートする民生委員協力員が、身分証を携帯し、皆さんの自宅を訪問します。調査にご協力ください。

期 間 5月1日(日)～6月30日(木) (地区により、訪問日が異なります)

対 象 1948年(昭和23年)1月1日以前生まれの方(2022年末時点で75歳以上の方)

調査項目 ・身体状況(日常生活での活動について)
・世帯状況(1人暮らし、高齢者のみの世帯など)

☎高齢福祉課 ☎245-5171 FAX245-5548

おわりに

高齢者や障害者への支援が必要なおき、子育てや介護での心配事や困り事、不安などがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員へ気軽にご相談ください。

保健福祉センター高齢障害支援課が、お住まいの地域の民生委員・児童委員へとつなぎます。

☎保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2150 FAX221-2602 花見川 ☎275-6425 FAX275-6317

稲毛 ☎284-6141 FAX284-6193 若葉 ☎233-8558 FAX233-8251

緑 ☎292-8138 FAX292-8276 美浜 ☎270-3505 FAX270-3281

